



特定非営利活動法人 権利擁護 トーチ

これからの身元保証を考える

最近の身元保証等代行サービスの現状を象徴する事例を紹介します。

某有料老人ホームから、当会に「親族の意向により Sさんとトーチとの生活支援契約は終了する。今後は法人 Y が身元保証人になる。」との電話が突然ありました。親族は身元保証人として会員の金銭、財産管理等をきちんとやっていたので、驚いて親族に確認したところ、自分が知らないところでホームと法人 Y との間で話が進められ、不本意ながらも身元保証人をおりざるをえなかったとのこと。この件以外でも、当該ホームに居住している他の方もご本人の意に反して、身元保証人が別の法人から法人 Y に変更されました。

身元保証等代行サービスのこれからの心配になります。

※身元保証等代行サービスの費用比較 <10年間身元保証等代行サービスを利用した場合>

	NPO 法人 K	一般社団法人 S	NPO 法人トーチ
初回一時金(手数料、保証料等)	869,000 円	780,000 円	0 円
年会費(入会金含む)	110,000 円	0 円	30,000 円
月例料金(生活支援、金銭管理等)	1,584,000 円	2,760,000 円	360,000 円
合計	2,563,000 円	3,540,000 円	390,000 円

さて、本表の法人 K と S は市内の代表的な法人です。身元保証契約の費用は様々です。このように、身元保証の問題は往々にして高額な入会一時金や預託金などの消費者トラブルとして問題にされますが、当事者の置かれた立場によって問題の見え方が違ってきます。例えば、親族も身元保証等代行サービスも利用できない場合は入院入所が困難となります。一方、身元保証なしで引き受けた場合、支払いが滞る、退院退所の受け入れ先がない、職員の負担増加とかの問題につながります。身元保証につきものの債務保証は高額の入会一時金につながります。また、入院、入所の際に求められる医療同意についても、求める側にも引き受ける側にも問題があるような気がします。ご本人が亡くなって、葬祭執行者や相続人がない場合の対応についても法律や制度の整備が不十分と感じます。

そこで、身元保証の問題に関わる医療介護スタッフを始め各界の関係者に集まってもらい、身元保証問題に関する共通の認識を得るため、第二回高齢者の人権学習会を企画しました。皆様のご参加をお待ちしています。

<第2回高齢者の人権学習会>

- 日時 2022年9月4日(日) 13時30分～16時30分
- 場所 名古屋市昭和生涯教育センター視聴覚室(名古屋市昭和区石仏町1-48)
- 内容 (1) 保証人問題の現状と課題(日本福祉大学社会福祉学部准教授 林祐介氏)
(2) 身元保証から後見へ(NPO法人ぷらっとほーむ理事長 富田哲生氏)

「障害者控除対象者認定制度」について

身体障害者手帳など障害手帳をお持ちの方は、所得税や住民税の軽減が受けられることをご存知の方は多いと思います。一方、障害手帳がなくても介護保険の認定を受けていれば、一定の基準で同様の軽減対象になりうることをご存知の方は少ないようなのでご紹介したいと思います。ただし、名古屋市では、障害者控除の対象は「ねたきりと認知症高齢者」となっていますので、身体に障害のある方は「ねたきり」状態にならないと対象とならないのでそこは注意してください。

なお、他の自治体では、身体に障害のある方も認知症の方と同様、中軽度（身体障害者手帳3級から6級相当）の方も対象にしていますので名古屋市に確認したところ、「見直しを検討している。」とのことでした。市民サービス向上のために、対象拡大に向けての見直しを期待したいと思います。

右の事例の方は、今年度から住民税課税世帯から非課税世帯になりました。介護保険負担限度額、標準負担額認定証をもらうことができました。

お知り合いで、該当しそうな方がいたら、障害者控除対象者認定制度の活用をご検討ください。

<活動日誌>

体力の衰えから施設入所が必要となった一人暮らしの女性から、病院を通じて身元保証の依頼がありました。所持金に余裕がないため、まずは家財処分料の割引を大家さんと交渉。次に、特養入所まで待機する老人保健施設の申し込み。行先が決まった後は、トーチとして最初となる身元保証契約に切り替え。一番の苦労は、沢山の家財から必要なものを選ぶ作業でした。ご本人はとにかく全部持って行きたいという気持でしたが、娘さんにも来てもらいなんとか納得してもらえました。当初、娘さんとは疎遠と聞いていましたが、話を聞いている間にお互いの関係性もわかってきました。ご本人にとっては娘さんのそばが落ち着くようです。いずれ娘さんに身元保証人を引き継ぐことが一番の支援となりそうです。

<会員の状況>

正会員 13名、賛助会員 21名、利用会員 18名（生活支援 17名、身元保証 1名）

<編集後記>

会費納入ありがとうございました。今回は文字だらけになりすみません(・_・)(.。.)。

<発行元> 特定非営利活動法人権利擁護トーチ

名古屋市天白区池場四丁目 802 番地の 2

TEL/FAX 052-803-6581

第3号様式
障害者控除対象者認定書

4 編第 号
令和4年6月3日

(申請者) 様
名古屋市 区社会福祉事務所

次のとおり、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条又は第7条の15の7に定める
障害者
特別障害者
として認定します。

申請者	住所	氏名	性別
対象者	住所	氏名	生年月日
障害事由			認定年月日
障害者	(1) 知的障害者(軽度・中程度)に準ずる。		・令和3年12月31日
	(2) 身体障害者(3級～6級)に準ずる。		
特別障害者	(1) 知的障害者(重度)に準ずる。		・令和4年6月3日～
	(2) 身体障害者(1、2級)に準ずる。		
	(3) ねたきり高齢者		

(注) 障害事由の変更・消滅又は対象者の住所・氏名に変更が生じた場合には、申請者又は認定を受けた区社会福祉事務所にその旨を報告してください。